

写

25消安第4226号

平成25年12月2日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国における豚コレラの発生に伴う畜産関係者等への指導の徹底について

豚コレラに係る防疫対策については、これまで、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成25年6月26日農林水産大臣公表）により飼養衛生管理基準の遵守及び早期通報に係る豚及びいのししの所有者への指導の徹底等をお願いしてきたところです。

さて、本年11月28日付けで、韓国政府から国際獣疫事務局（OIE）に対し、慶尚南道泗川市で豚コレラの発生が確認された旨の通報がありました。韓国では、済州島を除いて全国的に豚コレラワクチンが使用されており、平成21年の発生を最後に本病の発生は確認されていませんでした。しかしながら、今般、4年ぶりに本病の発生が確認されたことで、ワクチンを使用している他の地域においてもウイルスが拡散することが懸念されます。

これから年末年始及び旧正月を迎え、人・物の移動が盛んになり、それに伴い、我が国へのウイルスの侵入リスクが高まることが危惧されます。このため、動物検疫所では関係機関との連携の下で水際対策を強化しているところです。

つきましては、改めて豚コレラの発生予防措置の徹底及び監視体制の強化を図るとともに、これらについて畜産関係者等への指導の徹底をお願いいたします。

なお、今後も海外における豚コレラ等家畜伝染病の発生状況等の必要な情報を当省ホームページ等を通じて積極的に公表してまいりますので、防疫体制の更なる充実のために、御活用下さい。

<農林水産省ホームページ：豚コレラに関する情報>

URL： <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/csf/index.html>

<OIEホームページ：当該発生に関する情報>

URL： http://www.oie.int/wahis_2/public/wahid.php/Reviewreport/Review?reportid=14448